

# ○ 情報公開における法人文書の開示の実施の方法及び手数料の額等について

〔平成 14 年 9 月 12 日〕  
理事長 決定

第一次改正 平成 15 年 9 月 26 日

第二次改正 平成 23 年 11 月 17 日

## 第 1 節 法人文書の開示の実施の方法

(文書又は図画の閲覧の方法)

第 1 条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

一 文書又は図画（次号及び第 3 号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（地方公務員災害補償基金の保有する情報の公開に関する規程（以下「規程」という。）第 14 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次条第 1 号に定めるもの）（第 1 次改正・一部、第 2 次改正・一部）

二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列 1 番（以下「A 1 判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

(第 2 次改正・第 4 号削除)

(文書又は図画の写しの交付の方法)

第 2 条 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。（第 2 次改正・一部）

一 文書又は図画（次号及び第 3 号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法（ロ及びハに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、基金が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）（第 2 次改正・一部）

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により A 1 判若しくは日本工業規格 A 列 2 番（以下「A 2 判」という。）の用紙に複写したものの交付（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）（第 2 次改正・追加）

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付（第 2 次改正・追加）

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第 3 号ニにおいて同じ。)に複写したものの交付(第 2 次改正・追加)

ニ マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列 4 番(以下「A 4 判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付(第 2 次改正・一部)

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付(第 2 次改正・一部)

(第 2 次改正・第 4 号削除)

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第 3 条 次の各号に掲げる電磁的記録についての規程第 14 条に基づき理事長が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。(第 1 次改正・一部)

一 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法(第 2 次改正・一部)

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。別表の 4 の項ロにおいて同じ。)に複写したものの交付(第 2 次改正・一部)

ニ ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

三 電磁的記録(前 2 号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、基金が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの(第 2 次改正・一部)

イ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(ハに掲げる方法に該当するものを除く。)(第 2 次改正・一部)

ハ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付(第 2 次改正・追加)

ニ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付(第 2 次改正・追加)

## 第 2 節 手数料の額等

(手数料の額)

第 4 条 規程第 15 条第 1 項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。(第 1 次改正・一部、第 2 次改正・2 条繰)

上)

- 一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る法人文書1件につき300円
  - 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の上欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（規程第14条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。（第1次改正・一部）
- 2 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における前項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
  - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、基金本部又は支部の事務所において現金で納付するか、又は、基金の指定する銀行口座に振込納付しなければならない。この場合の銀行口座への振込納付にかかる振込手数料は、開示請求者の負担とする。

（法人文書の写しの送付）

第5条 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送料の振込納付は、前条の例による。（第2次改正・2条繰上）

（過誤納額の還付）

第6条 納付された手数料に過誤納があった場合は、開示請求者の還付請求により当該過誤納額を還付する。この場合において、振込手数料が必要なときは、当該過誤納額から当該振込手数料を控除した金額を還付する。（第2次改正・2条繰上）

### 第3節 手数料の減免

(手数料の減免)

- 第7条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。(第2次改正・2条繰上)
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、規程第14条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない。(第1次改正・一部)
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認められるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

## 別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については、80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	付	
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 録音テープ又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
5 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
6 電磁的記録(4の項又は5の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 用紙に出力したものの交付(ハに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ハ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメ	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額

	<p>ートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付</p>	
	<p>ホ 光ディスク(日本工業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付</p>	<p>1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額</p>
<p>備考 1 の項ハ若しくはニ、2 の項ハ又は 6 の項ロ若しくはハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。</p>		

(第 2 次改正・一部)